

いじめから子供たちを守るために

～ 子供たちの心に寄り添ういじめの予防・発見・解決 ～

保護者・地域の皆様へ

幼稚園・学校は、集団での学習や生活を通して、社会でよりよく生きていくための力を身に付けるところです。集団生活の中で、友達関係の悩みや困難に直面し、それを解決していく経験も、豊かな心やコミュニケーション力を身に付けていくためには重要です。

しかし、「いじめ」は決して許されることではありません。「いじめ問題」は、いじめに関わった全ての子供たち（被害者、加害者、観衆、傍観者）の人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけではなく、かけがえない子供の命を奪うこともある重大な人権問題です。

「いじめ」の未然防止、早期発見、早期解決、再発防止のためには、学校と家庭、地域、関係機関等が「いじめ」についての認識を共有し、連携して取り組む必要があります。

この「いじめから子供たちを守るために」のリーフレットは、保護者や地域の皆様が、ご家庭、地域において、子供たちと共に「いじめ問題」について考えるきっかけづくりとなることを目指して作成しました。全ては明日の墨田区を支える子供たちの笑顔のために。



「いじめ」ってどんなこと？

法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年）」と定義されています。

家庭や地域では何をすればいいの？

墨田区では、条例で保護者や地域の役割を次のように定めています。

【保護者の責務】

- 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【地域住民の役割】

- 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

【墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年12月10日制定）】

いじめをしない子供を育てるためには、保護者や地域の働き掛けが何よりも重要になります。

墨田区教育委員会事務局指導室

令和6年4月

子供たちの笑顔のために ～いじめの防止と解消に向けて～

いじめは大人の見えないところで、いろいろな形で行われます。

冷やかし・悪口



遊ぶふりをして乱暴なことをする



集団で無視をする



ネット上の誹謗中傷



いじめはどの学校にもどの子供にも起こり得るものです。加害者が突然、被害者になるケースもあります。また、その様態は直接的な悪口や暴力だけでなく、インターネット上で行われる「いじめ」も増加し、深刻化しています。子供たちを「インターネット上のいじめ」に関与させないためには、家庭においても、情報モラルについて話し合い、「SNS家庭ルール」を決めるなどすることが大切です。保護者が学校と連携して、いじめの防止を図っていきましょう。

子供の変化を見逃さず、素早い対応が大切です

子供にいつもと違う様子はないでしょうか？

思い当たることはありませんか

- ☐ 笑顔がなく、沈んでいる。
- ☐ 感情の起伏が激しい。
- ☐ 言葉遣いが荒くなる。
- ☐ 急に食欲がなくなったり、あるいは過食になったりする。
- ☐ 体の痛みやかゆみを訴える。
- ☐ 家族に反抗的になり、ものを壊すなど、攻撃的になる。
- ☐ 学校に行きたがらず、休日でも家に閉じこもりがちになる。
- ☐ ゲームや習い事など、好きなこともやりたがらない。
- ☐ 学校や友達のことを話したくない。
- ☐ 不安げにスマートフォン等を気にしたり、SNSを見たりしている。
- ☐ 一人になるのを怖がり、強い甘えがみられる。
- ☐ 付き合う友達が急に変わったり、友達の事を聞くと嫌がったりする。

※いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻（東京都教育委員会）より

環境の変化には特に注意が必要

○進級やクラス替えなど、子供にとって大きく環境が変化するときには、注意して子供の様子を見守りましょう。また、長期休業明けだけでなく、日曜日から月曜日にかけても様子の変化に注意する必要があります。

じっくりと落ち着いて話を聴く

○大人が動揺したり感情的になったりせず、冷静に対応しましょう。まずは、子供の気持ちに共感し、受容して話を聴くことが大切です。

家族で子供と向き合うポイント

- 子供にとってよき相談相手になる。気持ちを受け入れることが大切になる。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにする。
- 何があっても「守り抜く」、「必ず助ける」ことを真剣に伝える。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝える。
- 子供に次のようなことは言わないようにする。「無視しなさい」、「大したことではない」、「あなたにも悪いところがある」、「いじめられるほうが悪い」、「弱いからいじめられる」

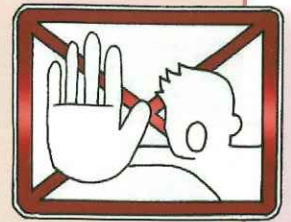


※いじめのサイン発見シート（文部科学省）より

いじめ問題に対する、学校での取組

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の策定、共通理解
- 学校いじめ対策委員会の設置、開催
- いじめに関する授業の実施（年3回以上）
そのうち、1回は、「いじめ防止授業地域公開講座」として実施
- いじめに関する校内研修（年3回以上）
- 保護者会等で保護者プログラムの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラムやGIGAワークブックとうきょうを活用した授業の年3回実施や情報リテラシー教育の推進（SNS学校ルールの指導）
- 児童・生徒による自主的な活動（児童会活動・生徒会活動）



早期発見のために

- 「いじめ」の定義に対する共通理解
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- 学級担任等による子供への声掛け、日常生活の観察
- WEB健康観察システム「シャボテンログ」により児童・生徒の自己調整力向上
- 学級担任による定期的な個人面談の実施・保護者会等を活用した情報の収集
- 毎月10日は「すみだ いじめ防止の日」として、いじめ問題について考える時間を確保
- いじめ発見のためのアンケート調査の実施（年3回以上）
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小学5年、中学1年対象）

早期対応・早期解決のために

- 学校いじめ対策委員会で対応方針等を決め、組織で対応
- 被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 加害・被害の子供以外も対象とした指導により再発を防止
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- 対応記録のファイリング
- 一定期間の指導、観察を経てのいじめ解消の確認



「学校いじめ対策委員会」とは？

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成されます。

個々のいじめの事案やいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定し、校長に報告をします。いじめ問題について、教員個人で対応するのではなく、この委員会を核として、組織的に解決を図っていきます。

いじめは、

「どの学校にも」、「どの学級にも」、「どの子にも」
起こり得るという認識をもち、校長の強いリーダーシップの下、全教職員が一丸となって組織的に対応していきます。

いじめから子供たちを守るために

一人じゃない みんなが、子供を守ります



① まずは、幼稚園・学校の先生に相談を！

- 子供のことで心配なこと、悩んでいることがあったら、一人で抱え込まずに、幼稚園・学校の先生に相談しましょう。幼稚園・学校では、園長・校長を中心に組織的にいじめ問題の解決を進めています。
- 家族、保護者、地域の方などに相談することも大切です。

② 都内・墨田区内の関係機関

- 墨田区や都内には、様々な相談関係機関があります。

不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう

墨田区立学校用
令和6年3月版

東京都いじめ相談ホットライン いじめ、学校生活、家族・友人関係、ヤングケアラー等に関する相談 24時間対応 0120-53-8288 メール相談 東京都 教育相談 検索 東京都教育相談センターホームページの「メール相談」をクリック 東京都教育相談センター	SNS等教育相談 都内の小学生・中学生・高校生向けのSNS等 ニックネームや通称を使って相談することもできます。 毎日 15:00～23:00 受付は22:30まで 東京都教育相談センター	墨田区の主な相談機関 学校生活、子育て等に関する相談 ○ 教育相談室 電話 03-5247-2012 ○ 子育て支援総合センター 電話 03-5630-6351 ○ すみだスクールサポートセンター (9:00～16:30) 墨田区いじめ電話相談窓口 (上記時間外) 電話 03-3613-0127 墨田区教育委員会			
24時間子供SOSダイヤル いじめの問題やその他の子供に関する相談全般 24時間対応 フリーダイヤル 0120-0-78310 全国統一ダイヤル	こころといのちのほっとライン 生きることに悩んでいる人のための相談 はなしてなやみ 0570-087478 毎日 12:00～翌朝5:30 東京都保健医療局	話してみなよ 東京子供ネット いじめ、虐待等の子供の権利侵害に関する相談 フリーダイヤル 0120-874-374 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く) 東京都児童相談センター (子供の権利保護専門相談室)			
考えよう!いじめ・SNS@Tokyo いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ ◆「こころ空模倣チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。 ◆「たえのネット相談受付フォーム」につながります。 考えよう!いじめ SNS 検索 東京都教育委員会	よいこに電話相談 学校、子育て等、子供に関する相談全般 03-3366-4152 聴覚言語障害者相談(FAX) 03-3366-6036 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く) 東京都児童相談センター	ヤング・テレホン・コーナー 非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談 24時間対応 03-3580-4970 ◆月～金 8:30～17:15 専門の担当者(心理職、警察官) ◆夜間、土日祝日・年末年始 宿直の警察官が対応 警視庁 少年相談係			
こたエール ネット・スマホのトラブル相談 なやみゼロに 電話相談 0120-1-78302 LINE相談 アカウント名「相談(まっとう)LINE@東京」 メール相談 こたエール 検索 月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く) ※メール相談は24時間受付	こころの電話相談 心の健康に関する相談 平日9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く) <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <td>港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬</td> <td>平井田、中央、文京、台東、墨田、江東、葛飾、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域</td> <td>多摩地域 (23区、島しょ地域以外)</td> </tr> </table> 03-3302-7711 03-3844-2212 042-371-5560 東京都立精神保健福祉センター	港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬	平井田、中央、文京、台東、墨田、江東、葛飾、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域	多摩地域 (23区、島しょ地域以外)	こころの電話相談室 子供の行動や心の発達等に関する相談 042-312-8119 月～金 9:00～12:00 (土日祝日・年末年始を除く) 東京都立小児総合医療センター
港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬	平井田、中央、文京、台東、墨田、江東、葛飾、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域	多摩地域 (23区、島しょ地域以外)			

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

墨田区のSNSを活用した相談窓口

平日 午後5時から午後10時
長期休業日前後の相談については学校からの通知やアプリ上で確認できます。
※アクセスコードは各学校からお知らせします。



iOS



Android

令和6年 3月 墨田区立学校用

児童・生徒のみなさんへ 相談窓口一覧

不安や悩みがあるときは… 一人で悩まず、相談しよう。

いじめや学校生活、家族や友達との人間関係などについて相談したい。 心の悩みや不安などを聞いてほしい。 学校の勉強についていけず不安、進路で悩んでいる。 非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。 虐待、ヤングケアラーに関して相談したい。	教育相談室 (すみだ生涯学習センター ユートリヤ内) 03-5247-2012 24時間対応 すみだスクールサポートセンター (年曜日曜のみ午後4時30分まで) 墨田区いじめ電話相談窓口 (午後4時30分から午後9時) 03-3613-0127 警視庁 本所警察署 03-5637-0110 墨田区の南部を管轄しています 警視庁 向島警察署 03-3616-0110 墨田区の北部を管轄しています 子育て支援総合センター 03-5630-6351
--	--

リーフレット「いじめから子供たちを守るために」
発行 者 墨田区教育委員会事務局指導室
電 話 5608-6307

発行年月 令和6年4月
所 在 地 墨田区吾妻橋1-23-20
印 刷 所 株式会社 コトブキ

発行年月 令和6年4月
所 在 地 墨田区吾妻橋1-23-20
印 刷 所 株式会社 コトブキ